

資料2

参考資料①(判例)

目次

- 1 「公共の福祉に合致する目的のために必要かつ合理的な範囲にとどまる措置」(最判平成17年4月26日・判時1898号54-57頁)
- 2 「構成員の経費負担には租税法律主義(憲法第84条)の趣旨が及ぶ」(最判平成18年3月1日・民集第60巻2号587頁)
- 3 「公共組合である農業共済組合の共済掛金及び賦課金の賦課に関する法の規定は、租税法律主義(憲法第84条)の趣旨に反しない。」(最判平成18年3月28日・判時1930号83-85項)

干害、冷害、霜害その他気象上の原因による災害、火災、病虫害及び鳥獣害によつて生じた損害について、組合員に対して農作物共済の共済金を交付する(法八四条一項一号)。農業共済組合連合会は、農業共済組合が共済事業によつて負う共済責任を相互に免除する事業を行う(法二二条一項)。政府は、農業共済組合連合会が保険事業によつて負う保険責任を再保険する(法一三三条)。

(2) 上告人は、被上告人の区域内で水稲耕作の業務を営む者であり、被上告人の組合員の資格を有し、被上告人の組合員とされており、上告人と被上告人との間には農作物共済の共済関係が成立している。上告人は、平成九年ないし一一年産の水稲に係る農作物共済の共済掛金及び事務費賦課金を支払わなかつた。

被上告人は、上告人が支払うべき共済掛金等を、平成九年産については五万五千七百九円、同一〇年産については四万八千九百九円、同一一年産については四万六千七百八円及び同一二年産については四万六千七百八円として、上告人の上記共済掛金等に係る滞納処分として、法所定の手続に従い、上告人の有する金融機関に対する預金払戻請求権について本件差押えをした。

第二 上告代理人房川樹芳の上告理由第二のうちの憲法二二条一項違反をいう部分について

法が、水稲等の耕作の業務を営む者でそ

の耕作面積が一定の規模以上のものは農業共済組合の組合員となり当該組合との間で農作物共済の共済関係が当然に成立するという仕組み(法一五五条一項、一六一条一項、一九条、二〇四条一項)以下「当然加入制」という。を採用した趣旨は、国民の主食である米の生産を確保するとともに、水稲等の耕作をする自作農の経営を保護することを目的とし、この目的を實現するため、農家の相互扶助の精神を基礎として、災害による損失を相互に分担するという保険的類似の手法を採用することとし、被災する可能性のある農家をなるべく多く加入させて危険の有効な分散を図るとともに、危険の高い者のみが加入するという事態を防止するため、原則として全国の米作農家を加入させたところにあると解される。法が制定された昭和三年当時、食糧事情が著しくひびつ迫っていた一方で、農地改革に伴い多数の自作農が創設され、農業経営に伴うリスクの分散を欠くことのないよう設計されていること、甚大な災害が生じた場合でも政府による再保険等により共済金の支払が確保されていることらから、

主食である米の生産者についての当然加入

制は、米の安定供給と米作農家の経営の保護という重要な公共の利益に資するものであり、その必要性と合理性を有していたといふことができる。

もっとも、その後、社会経済の状況の変化に伴い、米の供給が過剰となつたことから生産調整が求められ、政府が米穀管理基本計画に基づいて生産者から米を買い上げることを定めていた食糧管理法は平成七年に廃止されるに至っている。しかしながら、上告人が本件差押えに係る共済掛金等の支払義務を負つた当時においても、米は依然として我が国の主食としての役割を果たし、重要な農作物としての地位を占めており、その生産過程は自然条件に左右されやすく、時には冷害等により広範囲にわたつて甚大な被害が生じ、国民への供給不足を来すことがあり得ることには変わりがないこと、また、食糧管理法に代わり制定された主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成五年法律第一〇三号)による改正前のもは、主要食糧の需給及び価格の安定を図ることを目的として、米穀の生産者から消費者までの計画的な流通を確保するための措置等を講ずることを定められており、災害補償につき個々の生産者の自助にゆだねるべき状態に至つていたこととはできないことを動念すれば、米の生産者についての当然加入制はその必要性と合理性を失うに至つていたとはいえないと解すべきである。

このように、上記の当然加入制の採用

一次に、強制加入制度を定める農業者共済制度は、農業者の営業の自由(憲法二九条ないし三〇条)を侵害するものであり、職業の選択(憲法二二条)を侵害するものであり、

二 水稲生産者は、その地域に農業共済組合が存在する限り、自己の意思にかかわらず、組合員たる資格を有している限り農業共済組合の組合員とされ、組合員とされる結果、共済掛金を負担しなければならぬ。

これは、水稲生産者を職業として選択し、その職業を遂行するために必ず負担しなければならない特別の負担であり、一種の租税ともいふべき負担である。

三 特定の職業を選択する際、または、特定の営業を継続するに際して公権力による特別の負担が求められる場合も職業選択の自由であるいは営業の自由に対する一種の法的規制がなされる場合であるから、かかる規制が憲法上許容されるためには、規制の目的が合理的であり、かつ、規制の手段も合理的でなければならぬ。

四 そもそも、自然災害は広範囲に被害を及ぼすものであるから、ひとたび被害が生じれば当該地域全体に被害が生じることが当然に予想されるべき事態であるが、農業共済組合を地域ごとに設立する制度ではリスクの分散という共済制度の目的は果たすことはできず、現行の農業共済制度自体不合理なものである。

また、前述の通り、農業経営の安定を確保するためには、発生した損害の十分な補填が必要となるが、共済制度では農業災害の規模が大きくなると支払能力が不十分となり、十分な救済がされないという構造的な問題を有しており、そのような構造的な問題を内包する制度に強制的加入させる当然加入制度は不合理であることは明らかである。

五 さらに、自然災害により影響を受ける業種として、水稲生産以外に野菜・果実の生産など水稲生産以外の農業、漁業、林業、畜産業が上げられるが、これらについては、すべて強制加入ではない(水稲、陸稲、麦以外の農業者のうち畜産業者については農業災害補償法第一〇一条、漁業者については漁業林保法参照)。

六 以上の通り、第一次産業である農業、林業、水産業のうち、水稲、陸稲、麦の生産者についてのみ、農業共済組合へ強制的に加入させ、その掛金を負担させる農業災害補償法の当然加入制度は、制度自体不合理なものであり、かかる不合理な制度に強制的に加入させ共済掛金を負担させることは、水稲生産者らの職業選択の自由、営業の自由を侵害し、また、財産権を侵害するものであつて、憲法二二条および第二九条に違反するものである。

民事

犯罪の被害者が証拠物を司法警察職員に対して任意提出した上その所有権を放棄する旨の意思表示をした場合において当該証拠物の廃棄処分が適正を欠くことを理由として国家賠償請求をすることの可否

損害賠償請求事件、最高裁判所第一六(四)二〇三〇号、平一七・四・二一(小法廷判決)、上告理由、裁判長民事二六号(東京地方裁判所)、四〇四七六号、平一五(三)五八三三号、平一六・八・二七判決

一 事案の概要
(1) Xは、自宅であるマンションに一人て居住していたところ、平成七年六月十三日午前一時三〇分から二時一〇分ごろの間、右マンションの窓から侵入した男(以下「犯人」といふ)にカッターナイフを向けられるなどして脅迫され、強奪された上、財布も強奪されるという強盗強姦(以下「本件犯罪」といふ)の被害に遭つた。Xは、同日早朝、兵庫県警察本部に対し被害申告を行ったので、兵庫県西宮警察署(以下「西宮署」といふ)は、公共の福祉に合致する目的のためには、公的福祉に合致する目的のためには、要かつ合理的な範囲にとどまる措置といふことができ、立法府の政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので著しく不合理であることが明白であると認め、したがつて、上記の当然加入制を定める法の規定は、職業の自由を侵害するものとして憲法二二条一項に違反するといふことにはできない。

以上は、当裁判所大法廷判決(最高裁判所三〇年(第四)四七八号同三年二月二日判決、民集二二巻二号一九〇頁、最高裁判所四五年(第三)三三三号同四年一月二日判決、刑集二六巻九号五八六頁)の趣旨に徴して明らかである。これと同旨の原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論の違憲はない。論旨は採用することができない。

上告代理人房川樹芳の上告理由第二のうちの憲法二二条一項違反をいう部分について

園の途につくが、回教徒の海賊船に襲われ
て捕虜となり、アルジェに運ばれて、奴
隷となった。それから五年間、そこで虚囚
生活を送った。

一五八八年、スペインの「無敵艦隊」は
イギリス艦隊によって撃破され、これが、
大帝國スペイン凋落の契機となった。その
後、セルバンテスは、税金徴収吏の職にあ
りつたが、徴収した金を預けた銀行が破
産し、その埋め合わせができなかったた
め、一五九七年（監獄、五〇歳）の秋、三か
月ほど、セビリアの監獄に入れられた。獄
中、彼は、「ドン・キホーテ」の執筆に著
手し、金銭的な構想を練り上げたと言われ
る。

十 中世スペインの犯罪と刑罰

一六〇五年、「ドン・キホーテ」前篇が
出版された。時に、セルバンテスは五八
歳。この書は、発売直後から大評判とな
り、セルバンテスは、一躍、国際的な有名
作家となった。

ところで、一六一四年、他人による偽作
「ドン・キホーテ 続篇」が出版された。
これに対し、一六一五年に刊行された、
セルバンテス著の後篇は「機知に富んだ騎
士ドン・キホーテ」となっている。

周知のように、ドン・キホーテは、古ぼ
けた甲冑に身を固めてみずから遍歴の騎士
となり、近くの農夫で、「ちょっ」とばかり
脳味噌の足りない「ふとつちよのサンチ
ヨ・パンサ (Sancho Panza)」を従士とし
て旅に出る。「ドン・キホーテ」の魅力の

大きな部分は、ユーモアに満ちたドン・キ
ホーテ主役のそれを初めとする無数の会話
にある。

「ドン・キホーテ」は、すでに六〇〇の國
語に翻訳され、まさに「人類の小説」とま
で言われる不巧の名声を受けている。

「ドン・キホーテ」は、機知と風刺に包
まれた「金話の書」と評されているとお
り、そこは犯罪と刑罰に関する記述は、ま
ほど多くない。参考までに、一三世紀から
一六世紀までにおける犯罪と刑罰の素描を
試みる。

スペイン中世の王で「賢王」の名をほし
いままにしたアルフォンソ十世（一二二一
—一三四）が編纂した法令集「七部法典」第
七部には、さまざまな刑罰が詳述されてい
る。そこには、下級貴族である郷士に対し
ては屈辱的な刑罰を免除することが規定さ
れていた（三二条）。

具体的には、火あぶり、八つ裂き、絞首
刑、引きずり回しの刑、猛獣類をけしかけ
る刑などが免除される。同じ処刑でも打ち
首、窒息死などの方法がとられた。重罪を
犯しながらも死刑を免れた場合には、その
土地からの追放処分が適用される。借金を
返済しないからといって、住居、家畜、武
器などが差し押えられる心配もなかった。
むち打ちなどの拷問（國王への叛逆の嫌疑
を除く）やガレー船送りの心配もない。一
般人と比べると、郷士は、明らかに優遇さ
れていた。

國王フェリペ二世（一五五六—一五九八）年
位）の時代のスペインは、「太陽の沈むこ
ろのない国」とまで言われた。だが、太陽
の輝く所、必ず影ができる。新大陸の発見
（一四九二年）以降、スペインは黄金時代
を築いたが、膨大な赤字と借金を抱え、街
には物乞いや浮浪者が急増した。

一六〇五年、浮浪者一掃のための法令が
出され、「二〇歳以上の就業可能な、健康
な男女が職に就かないときは、むち打ち百
回および四年のガレー船送り、女子は追放
に処す」とされた。この法令は、予想にた
がわず、効果を発揮しなかった。

これらの浮浪者は、ピカロ (Pícaro) と
呼ばれて、一七世紀の後半以降も取締りや
処罰の対象とされた。一六七八年には、浮
浪者は投獄または軍隊送りか、アフリカへ
の追放に処する旨の法令が公布された。

スペインは、一四九二年の表面的統一に
もかわらず、実質的には「諸國」に分か
れていて、カステイリヤ (Castilla)、カ
タルーニャ (Cataluña)、アラゴン
(Aragón) などの王國が、それぞれ別々
の法令を堅持していた。それゆえ、ピカロ
の取締法令とその運用の実態は、多様であ
ったと思われる。

ドン・キホーテの世紀における刑罰の中
で、われわれの興味を惹くのは、ガレー船
の漕役刑 (ガレー刑) である。
ガレー船は、古代ギリシャ、ローマの時
代から「かき」と帆船を併用する軍船とし
て一八世紀まで用いられた。帆漕両用の軍
船・軍艦のことである。ギリシャ語では、
galē, 'trómōn' (イタチのように早いガレ
ー船) と呼ばれた。

ガレー船を意味する galeras (スペイン
語)、galias (イタリヤ語)、galie フラン
ス語) は、同時に漕役刑の意味でも用いら
れる。フランスは、大革命から二〇年後の
一七一九年に漕役刑を廃止した。

古代ギリシャやローマの時代に地中海で
用いられたガレー船は、当時の造船技術か
らしてきほど大きいものではなかったと察
せられるが、その後、海上覇権の争奪、造
船技術の進歩によって次第に大型化して行
った。辞書にはローマやカルタゴの三段櫂
軍船 (trireme) という言葉も見られるの
で、三層の列から成る、櫂で漕ぐ軍船も登
場したのであろう。スペインの「無敵艦
隊」も、恐らく強大なガレー船団によつて
構成されていたであろう。

問題は、ガレー船の漕ぎ手 (galeras) は
はたしか、である。ガレー船は、一般に
囚人と奴隷であった。奴隷の供給源は、外
國との戦いで得た捕虜であったと思われ
る。しかし、常時、安定した数の捕虜を獲
得できないとすると、ガレー船の供給源
として考えられるのは、囚人である。ガレ
ー船は、漕役囚とも訳されている。
漕役刑 (Galleys of slaves) は、この
世の地獄だと言われている。船底に鎖でつ
ながれ、むちで打たれて船漕ぎを強いら
れ、その拳句、息が絶えたら、海にボイと
捨てられた。要するに、漕役囚は、櫂を漕
ぐための道具としてしか扱われなかった。
漕役刑は、生きながらの死刑というべき
ものであった。

〔注〕 一、原典は「ガレー船と刑罰」

旭川市国民健康保険条例事件 最高裁大法廷判決

最高裁大法廷 18.3.1 判決

- 一 市町村が行う国民健康保険の保険料と憲法八四条
- 二 国民健康保険の保険料率の算定基準を定めた上でその決定及び告示を市長に委任している旭川市国民健康保険条例（昭和三四年旭川市条例第五号）八条（平成六年旭川市条例第二十九号による改正前のもの及び平成一〇年旭川市条例第四一号による改正前のもの）、一二条三項と国民健康保険法八一条及び憲法八四条
- 三 旭川市長が平成六年度から同八年度までの各年度の国民健康保険の保険料率を各年度の賦課期日後に告示したと憲法八四条
- 四 恒常的に生活が困窮している状態にある者を国民健康保険の保険料の減免の対象としていない旭川市国民健康保険条例（昭和三四年旭川市条例第五号）一九条一項と国民健康保険法七七条及び憲法二五条、一四条

一 本件は、平成六年四月に、Y（旭川市）を保障者とする国民健康保険の一般被保険者（全被保険者から退職被保険者及びその被扶養者を除いた被保険者）の資格を取得した世帯主であるXが、平成六年度から同八年度までの各年度の国民健康保険の保険料について、Yから賦課処分を受け、Y（旭川市長）から所定の減免事由に該当しないと減免しない旨の通知（以下「減免非該当処分」という）を受けたこと、Xが、Yに対し前記各賦課処分取消し及び無効確認を、Yに対し前記各減免非該当処分取消し及び無効確認をそれぞれ求めた事案である。

市町村が行う国民健康保険については、世帯主から保険料（国民健康保険法（平成九年法律第一二四号）七六条本文）又は国民健康保険税（地方税法（平成六年度分及び同七年度分については平成六年法律第四九号による改正前のもの、平成八年度分については平成九年法律第一二四号による改正前のもの）七〇三条の四第一項）のいずれかを賦課徴収するものとされている。旭川市は、保険料を徴収する方式を採り、条例において、保険料率の算定の基礎とされる「保険料の賦課総額」の算出の基準を定めているが、具体的な保険料率は市長が定める告示で、賦課期日後に明らかにされている。本件の主要な争点は、① 市町村が行う国民健康保険の保険料に憲法八四条の定める租税法律主義が適用されるかどうか、② 旭川市国民健康保険条例（以下「本件条例」という。）に保険料率を明定

せず市長の定める告示に委任すること、賦課期日後に保険料率を告示することが、租税法主義又はその趣旨に反するかどうか、という点にある。

二 一番(本誌一六四一・二九)は、國民健康保険法の保険料に憲法八四條の定める租税法主義が適用され、本件条例は憲法八四條に違反すると判断された。原審(本誌一七二三・三七)は、憲法八四條は、國民健康保険の保険料に適用されないが、その趣旨は及ぶとし、國民健康保険の特質を考慮すれば、保険料率算定の基準・方法を具體的かつ明確に規定した上、これに基づき保険料率の算定を告示に委任した本件条例の定めは租税法主義の趣旨に反しないと判断した。

Xから上告及び上告受理申立て。本判決は上告を棄却した。

三 判示事項一について

(1) 最大判昭60・3・27民集三九・二二四七、本誌二一九・三〇は、「租税は、國家が、その課税権に基づき、特別の給付に対する反対給付としてでなく、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、一定の要件に該当するすべての者に課する金銭給付である」と判示する。同判決の判示する租税の意義は、租税法上における租税の定義とおおむね同じである(固有の意義の租税)。

本判決は、憲法八四條に規定する租税に關して、「國又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を

調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてでなく、一定の要件に該当するすべての者に對して課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法八四條に規定する租税に当たるといふべきである。」と判示した。これは、前記の固有の意義の租税に於いて判示するものである。これによれば、市町村が行う國民健康保険の保険料は、被保険者において保険給付を受け得ることに對する反対給付として徴収されるものであるから、対価性を有する点において、特別の給付に對する反対給付としての性質を持たない固有の意義の租税と大きく異なる。本判決は、この点を踏まえて、市町村が行う國民健康保険の保険料に憲法八四條の規定が直接に適用されることはないと判示した。

なお、國民健康保険税は、目的税であり、保険給付を受け得ることに對する反対給付として徴収されるものであるから、対価性を有する点において國民健康保険の保険料と共通する。しかし、本判決は、このような実質を有するものであつても、形式が税である以上は、憲法八四條の規定が適用されることとなることを、括弧書きの中で判示した。

(2) 次に、市町村が行う國民健康保険の保険料に憲法八四條の規定が直接に適用されないとした場合に、憲法の保障が一切及ばないのかという点が問題になる。

この点について、内閣法制局は、國民健康保険料は形式的な意味における租税では

ないが、保険事業に要する費用に充てるため、保険料にかえて國民健康保険税を徴収することができるシステムになっていること、制度への加入も強制的であること、その賦課徴収も納付しないときには滞納処分が行われることを総合すると、租税と同様に憲法八四條の趣旨に従つて処理すべき性質のものであると答弁しており(平成四年三月二二日の第一二三回國會衆議院予算委員會第四分科会における大森政輔内閣法制局第一部長の答弁、第一二三回國會衆議院予算委員會第四分科会議録(厚生省及び労働省所管)第二五五頁、原審もこの見解によつてゐる。このような立論については、なぜ憲法八四條の趣旨が及ぶと解することになるのか、趣旨が及ぶということの意味するところは何かが問われることになる。

本判決は、憲法八四條は、國民に對して義務を課し又は權利を制限するに法律の根拠を要するといふ法原則を、租税については課税要件及び租税の賦課徴収の手續が法律で明確に定められるべきこと(課税要件法定主義、課税要件明確主義)まで要求するという嚴格化した形で明文化したものと位置付ける。前記の法原則、すなわち、法律による行政の原理(法律の留保の原則)が、國、地方公共団体等が賦課徴収する租税以外の公課にも要するとしても、公課は多種多様であるから、その性質に應じて、法律又は法律の範圍内で制定された條例によつて適正な規律がされるべきものと

解されよう。憲法八四條にこの法原則が現れているとすれば、租税以外の公課であっても、少なくとも賦課徴収の強制の度合い等の点において租税に類似する性質を有するものについては、同條の趣旨が及ぶことを否定する理由はないが、租税以外の公課といつても、多種多様であるから、賦課要件が法律又は條例にどの程度明確に定められるべきかなどその規律の在り方については、当該公課の性質、賦課徴収の目的、その強制の度合い等を総合考慮して判断すべきものである。

は、所定の算定基準に於いて賦課總額を確定することを、市長に委任したものと解される。保険料の賦課總額は、簡単にいうと、各種費用の見込額から各種収入(保険料を除く)の見込額の差額について、一定の滞納を見込んで予定収納率で割り戻す調整をした額である。本件条例は、賦課總額を算定する計算式と費用及び収入の各見込額の対象となるものを規定しているが、個別の費用及び収入の各見込額並びに予定収納率を市長に委任している。

本判決は、① 本件条例は、保険料率算定の基礎となる賦課總額の算定基準を明確に規定しており、市長の合理的な選択にゆだねたのは、個別の費用及び収入の各見込額並びに予定収納率の推計であり、専門的及び技術的な細目にかかわる事項であること、② 前記見込額等の推計については、國民健康保険事業特別会計の予算及び決算の審議を通じて議会による民主的統制が及ぶものということができることを踏まえ、相互扶助の精神に基づく國民健康保険における保険料徴収の趣旨及び目的を考慮して、本件条例が、保険料率算定の基礎となる賦課總額の算定基準を定めた上で、市長に對し、同基準に基づいて保険料率を決定し、決定した保険料率を告示の方式により公示することを委任したことをもつて、國民健康保険法八一條に違反するということではできず、憲法八四條の趣旨に反するということもできないと判示したものである。

五 判示事項三について

本件条例一三五は、保険料の賦課期日を四月一日と定めてゐるが、係争年度である平成六年度から八年度についての保険料率の告示がされたのは、七月四日、五月二九日、五月三〇日である。憲法八四條が、租税法不遑及の原則を包含するものであるかどうかについて判示した當審の裁判例はなく、代表的な租税法の学説(田中二郎・租税法(三版)八五、金子安・租税法(一〇版)一一八等)、下級審裁判例は、租税法の溯及立法の禁止は、例外を否定するものではなく、予見可能性が存し、著しく法的安定を害するものでない限り、溯及適用も許されると解している。

本件については、保険料率算定の基礎となる賦課總額の算定基準及び賦課總額に基づく保険料率の算定方法は、本件条例によつて賦課期日までに明らかにされているのであつて、この算定基準にのつとつて取交均衡を圖る観点から決定される賦課總額に基づいて算定される保険料率についてはし意的な判断が加わる余地はなく、國民健康保険の被保険者として一定の予見可能性の範圍内のものであると評価することができ、また、これが賦課期日後に決定されたとしても法的安定が害されるものではない。本判決は、このような事情を踏まえて、保険料率を賦課期日後に告示したことは、憲法八四條の趣旨に反するものとはいえないと判示した。

六 なお、判示事項一―三については、瀧井裁判官の補足意見がある。同意見は、

保障期間中に予定された課税期間において民主的に決めること、すなわち、保険者自治の観点から、以上の問題をとらえるものであり、本件条例のように、議会が一定の基準をもとにして賦課總額を決定することを市長に一任することとし、その結果生ずる推測額と実績との差額について、その当否と処理を特別会計の決算や予算の審議における統制に服させることも、保険者自治の観点から許容されるとする。

七 判示事項四について

國民健康保険法七七條を受けて、本件条例一九九條一項は、保険料の減免について規定しているが、当該年において生じた事情の変更に伴い、一時的に保険料負担能力の全部又は一部を喪失した者に對して保険料を減免することと、恒常的に生活が困難としてゐる状態にある者を保険料の減免の対象としてゐる。

本判決は、① 國民健康保険法六六條六号は、恒常的に生活が困難している状態にある者については生活保護法による医療扶助等の保護を予定して、これを市町村が行う國民健康保険の被保険者としなものとされていること、② 國民健康保険法八一條を受けて定められた本件条例一七條は、低額所得被保険者の保険料負担の軽減を圖るために、応益負担による保険料である被保険者均等割額及び世帯別平等割額についての減額課税を定めていること、③ 本件条例一〇條は、応能負担による保険料である所得割額を、当該一般被保険者に係る賦課期

と解されよう。憲法八四條にこの法原則が現れているとすれば、租税以外の公課であっても、少なくとも賦課徴収の強制の度合い等の点において租税に類似する性質を有するものについては、同條の趣旨が及ぶことを否定する理由はないが、租税以外の公課といつても、多種多様であるから、賦課要件が法律又は條例にどの程度明確に定められるべきかなどその規律の在り方については、当該公課の性質、賦課徴収の目的、その強制の度合い等を総合考慮して判断すべきものである。

以上の観点から、本判決は、市町村が行う國民健康保険は、強制加入とされ、保険料が強制徴収され、賦課徴収の強制の度合いにおいては租税に類似する性質を有するから、憲法八四條の趣旨が及ぶと解すべきであるが、保険料の用途は、國民健康保険事業に要する費用に限定されているのであつて、國民健康保険法八一條の委任に基づき條例において賦課要件がどの程度明確に定められるべきかは、賦課徴収の強制の度合いのほか、社会保険としての國民健康保険の目的、特質等を総合考慮して判断する必要があると判示した。

四 判示事項二について

本件条例二二条三項は、市長に對し、保険料率を決定し、決定した保険料率を告示の方式により公示することを委任しているが、本件条例においては、保険料の賦課總額が確定すれば、保険料率が自動的に算定されることとなつてゐるから、本件条例目的の属する年の前年の所得を基準に算定するものとしてゐることを挙げて、本件条例一九九條一項の保険料の減免の対象者に関する規定は、國民健康保険法七七條の委任の範圍を超えるものといふことはできず、また、著しく合理性を欠くということではできないし、経済的弱者について合理的な理由のない差別をしたものといふこともできないから、憲法二五條、一四條に違反しない、と判示した。この判示は、憲法二五條等に関する従前の最高裁の判例に沿うものといふことができる。

八 本判決は、市町村が行う國民健康保険の保険料と憲法八四條との關係について判断を示した大法廷判決として重要な意義を有するものである。旭川市と同様に保険料率を告示に委任している自治体も多く、このような方式の合憲性についての本判決の判断が國民健康保険の義務に与える影響も大きいと思われる。

一 部仮名

國民健康保険料賦課処分取消等請求事件、最高裁平二(行)六二六号・同(行)六六号、平一六・三・一大法廷判決、上告棄却、民衆意載予定
旭川市地裁平七(行)一七号ほか、平一〇(行)四・二判決、二審札幌高裁平一〇(行)八号ほか、平一一・一二・二一判決

参照条文

一―三につき、憲法八四條、國民健康保険法(平九法二二四号)による改正前のもの(七六條

外の公課であつても、その性質に依りて、法律又は法律の範囲内で制定された条例によつて適正な規律がなされるべきものと解すべきであり、憲法八四条に規定する租税ではないという理由だけから、そのすべてが当然に同条に現れた上記のような法原則の範囲外にあると判断することは相当ではない。そして、租税以外の公課であつても、賦課徴収の強制の度合い等の点において租税に類似する性質を有するものについては、憲法八四条の趣旨が及ぶと解すべきであるが、その場合であつても、租税以外の公課は、租税とその性質が共通する点や異なる点があり、また、賦課徴収の目的に応じて多種多様であるから、賦課要件が法律又は条例にどの程度明確に定められるべきかなどその規律の在り方については、当該公課の性質、賦課徴収の目的、その強制の度合い等を総合考慮して判断すべきものである。

市町村が行う国民健康保険は、保険料を徴収する方式のものであつても、強制加入とされ、保険料が強制徴収され、賦課徴収の強制の度合いにおいても租税に類似する性質を有するものであるから、これについても憲法八四条の趣旨が及ぶと解すべきであるが、他方において、保険料の使途は、国民健康保険事業に要する費用に限定されているのであつて、法八一条の委任に基づき条例において賦課要件がどの程度明確に定められるべきかは、賦課徴収の強制の度合いのほか、社会保険としての国民健康保

險の目的、特質等をも総合考慮して判断する必要がある。

(四) 本件条例二二三項は、被上告人市長に対し、保険料率を決定し、決定した保険料率を告示する方式により公示することを委任しているが、本件条例においては、保険料の賦課総額が確定すれば、保険料率が自動的に算定されることとなつてゐるから、本件条例は、所定の算定基準に従つて賦課総額を確定することを、被上告人市長に委任したものと解される。

本件条例八条は、保険料の賦課総額を、同条一号に掲げる額の見込額から同条二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額と規定してゐること、同条一号に掲げる額の見込額は、国民健康保険事業の運営に必要な各種費用の合算額の見込額であり、同条二号に掲げる額の見込額は国民健康保険事業に係る収入(保険料を除く。)の合算額の見込額である。国民健康保険の保険料は、国民健康保険事業に要する費用に充てるために徴収されるものであるから(法七六条本文、当該年度の費用から収入(保険料を除く。)を控除してその不足額の合理的な見込額を基礎として賦課総額を算定し、これを世帯主に分担し負担させることは、相互扶助の精神に基づき国民健康保険における保険料徴収の趣旨及び目的に沿うものであり、本件条例もこれを当然の前提としてゐるものと解される。そして、本件条例八条各号は、この費用及び収入の見込額の対象となるものの詳細を明確に規定してゐる。

また、本件条例八条は、賦課総額を、同条一号に掲げる額の見込額から同条二号に掲げる額の見込額を控除した額その他のものとして算定し、この額を「基準」として算定した額と定めてゐる。これは、前記の保険料徴収の趣旨及び目的に照らし、徴収不能が見込まれる保険料相当額についても、保険料収入によつて賄えるようにするために、賦課総額の算定に当たつて、上記の費用と収入の見込額の差額を保険料の収納率の見込みである予定収納率で割り戻すことを意味するものと解される。そうすると、同条の上記の定めをもつて不明確であるといふことはできない。

このように、本件条例は、保険料率算定の基礎となる賦課総額を明確に規定した上で、その算定に必要な上記の費用及び収入の見込額並びに予定収納率の推計に関する専門的及び技術的な細目にかかわる事項を、被上告人市長の合理的な選択にゆだねたものであり、また、上記見込額等の推計については、国民健康保険事業特別会計の予算及び決算の審議を通じて議会による民主的統制が及ぶものといふことができる。

そうすると、本件条例が、八条において保険料率算定の基礎となる賦課総額の算定基準を定めた上で、二二三項において、被上告人市長に対し、同基準に基づいて保険料率を決定し、決定した保険料率を告示の方式により公示することを委任したこととも並行的に前記してゐるし、その際、税率及び税額の決定方法や徴収する範囲が保険料として徴収する場合と近似したものと定めてゐるため、保険料を支払う者に租税と同じ負担感を与えてゐることは否定することができない。

しかしながら、保険料は、疾病等という個人の自助では対応することが困難なリスクを集団として引き受けることによつて、医療という社会生活において不可欠なサービスを國民が等しく受けることができるようになつた上、その利益を受ける者にその対価として支払ふものとして定められてゐるものである。この制度を維持するために公的資金が投入されることによつて、保険料の対価性が希薄になつてゐるとして、それは社会保障の目的からの扶助政策によるものであつて、そのことによつて保険料が対価であるという性格を失ふものではない。また、市町村が行う国民健康保険においては、これを税として徴収することが選択的に認められてゐるが、そのことによつて保険料として支払はれてゐるものもその性格自体が異なるものではない。

そして、法は、すべての國民を法の予定した政府又は地方公共団体若しくは任意に設立される国民健康保険組合等を保険者とするいづれかの保険集団に参加すべきものとした上、同じ集団に属する被保険者の疾病等によるリスクを当該保険集団が引き受けるものとし、その費用は法定条件のもと

をもつて、法八一条に違反するといふことはできず、また、これが憲法八四条の趣旨に反するといふこともできない。

(2) また、賦課総額の算定基準及び賦課総額に基づく保険料率の算定方法は、本件条例によつて賦課期日までに明らかにされてゐるのであつて、この算定基準のつとつて收支均衡を図る観点から決定される賦課総額に基づいて算定される保険料率についてはし意的な判断が加わる余地はなく、これが賦課期日後に決定されたとしても法的安定が害されるものではない。したがつて、被上告人市長が本件条例二二三項の規定に基づき平成六年度から同八年度までの各年度の保険料率をそれぞれ各年度の賦課期日後に告示したことは、憲法八四条の趣旨に反するものとはいへない。

五 以上によれば、憲法八四条及び法八一条違反をいう論旨は、採用することができない。

その余の上告理由は、違憲をいうが、その前提を欠くものであつて、民法三三二条一項及び二項に規定する事由のいづれにも該当しない。

第三 上告人の上告理由第二点の二ないし七及び上告受理中立て理由第三点について七七七条は、保険者は、条例の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免することができる旨を定め、これを受けて、本件条例一九条一項は、「災害等により生活が著しく困難となつた

とき、その決定を市長に委任してゐるものと解さざるを得ないのである。この賦課総額は、国民健康保険事業運営に必要な費用の合算額の見込額から収入となる額の見込額を控除した額を基準として定めるところとなつてゐるのであるが、そこに市長の政策的判断による裁量の余地が少なくないといへない。

しかしながら、このように法が条例において定めるべきものとしてゐる事項を市長に一任することの許否は制度の趣旨によつて一律に論じることができないところ、この保険料は保険事業に要する費用に充てる

古又はこれに準ずると認められる者(同項二号)又は「当該年において所得が著しく減少し、生活が困難となつた者又はこれに準ずると認められる者」(同項三号)のうち必要と認められる者に対して、申請により保険料を減免することができる旨を規定してゐるが、恒常的に生活が困難してゐる状態にある者を保険料の減免の対象としてゐない。

法六条六号は、恒常的に生活が困難してゐる状態にある者については生活保護法による医療扶助等の保護を予定して、これを市町村が行う国民健康保険の被保険者としなないものとしてゐること、法八一条を受けて定められた本件条例一七条は、低額所得被保険者の保険料負担の軽減を図るために、応益負担による保険料である被保険者均等割額及び世帯別平等割額についての減額賦課を定めてゐること、他方、本件条例一〇条は、応益負担による保険料である所得割額を、当該一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得を基準に算定するものとしてゐることからすると、本件条例一九条一項が、当該年において生じた事情の變更に伴い、一時的に保険料負担能力の全部又は一部を喪失した者に対して保険料を減免すること、恒常的に生活が困難してゐる状態にある者を保険料の減免の対象としないことが、法七七七条の委任の範囲を超へるものといふことはできない。そして、上記の本件条例一九条一項の定めは、著しく合理性を欠くといふことはできない。

し、経済的弱者について合理的な理由のない差別をしたものといふこともできない。したがつて、本件条例一九条一項の定めは、憲法二五一条、一四一条に違反しない。また、上告人について保険料の減免を認めなかつたことは、憲法二五一条に違反するものではない。

これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

第四 結論

以上によれば、上告人の上告(平成七年度分の国民健康保険の保険料の賦課処分)取消請求及び同保険料の減免非該当処分取消請求に関するもの(除く)は理由がなく、その余の上告については、上告受理中立て理由が上告受理の決定において排除されたので、いずれも棄却することとする。

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、判示第二項についての裁判官滝井繁男の補足意見がある。判示第二項についての裁判官滝井繁男の補足意見は、次のとおりである。

私は、法廷意見に賛成するものであるが、保険料のもつ性格に照らし、法廷意見の第二の三、四に關し、若干の意見を補足して述べておきたい。

国民健康保険は、強制加入制であり、その保険料は強制徴収されることとなつてゐるのみならず、法はこの保険事業に要する費用を国民健康保険税として徴収するこ

II、地方税法(平一六法一七号)による改正前の(一)二九五条、旭川市介護保険条例(平二旭川市条例二七号)一二条I・一三条I
 二につき、介護保険法一三一条・一三四条I・一三五条、介護保険法施行令四一条
 上告人 甲 野 太 郎
 被上告人 岡
 同代表者法務大臣 杉 浦 正 健
 上記兩名指定代理人 大 平 直 美

〔主文〕 本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。
 【理由】 一 上告人の上告理由第三(一)〇を除く、第一、第七、第八(特別徴収及び連帯納付義務を定める規定の違憲をいう部分を除く)について

介護保険法二九条三項は、介護保険の第一号被保険者の保険料率について、第一号被保険者の所得の分布状況、その見通し等に照らしおわね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ旨を規定し、同条三項を受けてその保険料率の算定に関する基準を定めて介護保険法施行令三八条は、その保険料率を被保険者本人及び世帯の負担能力に応じて五段階に区分するとともに、同条一項一号イの

ハ、二号ロ、三号ロ、四号ロにおいて、いわゆる境界層該当者(本来適用されるべき段階の保険料を負担すれば生活保護法六条二項に規定する要保護者となるが、より負担の低い段階の保険料を負担であれば同法二条に規定する保護を必要としない状態となる者)に対する負担軽減規定を設けている。被上告人旭川市が行う介護保険の第一号被保険者の平成一四年度における保険料率を定める旭川市介護保険条例(平成二二年旭川市条例第二七号、平成一五年旭川市条例第二〇号)による改正前のもの以下「本件条例」といふ。三條は、これらに従って規定されたものである。

また、介護保険法一四二条は、市町村には、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる旨を規定し、これを受けて、本件条例二一条一項、一三条一は、第一号被保険者等が災害等により著しい損害を受けるなどした場合における保険料の徴収猶予及び減免を規定している。

そして、生活保護受給者については、生活扶助として介護保険の保険料の実費が加算して支給され(生活保護法一一条一項一号、一三条、生活保護法による保護の基準(昭和三八年厚生省告示第一五八号)別表第一の第二章九、介護扶助として所定のサービスを受けることとされる(同法二一条一項五号、生活保護法(平成一七年法律第七七号)による改正前のもの)一五条の二)。

以上のとおり、低所得者に対して配慮した規定が置かれていたのであり、また、介護保険制度が国民の共同連帯の理念に基づき設けられたものであること(介護保険法一一条)にかんがみると、本件条例が、介護保険の第一号被保険者のうち、生活保護法六条二項に規定する要保護者で地方税法(平成一六年法律第一七号)による改正前のもの(二九五条)により市町村民税が非課税とされる者について、一律に保険料を賦課しないものとする旨の規定又は保険料を全額免除する旨の規定を設けていないとして、それが著しく合理性を欠くということではできないし、また、経済弱者について合理的な理由のない差別をしたものということはできない。したがって、本件条例が上記の規定を設けていないことは、憲法一四二条、二五一条に違反しない。

以上は、最高裁判所第二(四)第一四七二号同三九年七月六日大法廷判決・民集一八巻四号六六頁、最高裁判所五一年(特)第三〇号同五七年七月七日大法廷判決・民集三六巻七号二二三五頁の趣旨に徴して明らかである。論旨は採用することができない。

二 同第三の二〇、第八のうち特別徴収を定める規定の違憲をいう部分について 介護保険法一三五条の規定による介護保険の第一号被保険者の保険料率についての特別徴収の制度は、市町村における保険料収納の確保と事務の効率化を図るとともに、第一号被保険者の保険料納付の利便を図るために導入されたものである。

上記の特別徴収の対象となるのは、国民年金法による老齢基礎年金等の老齢退職年金給付であつて(介護保険法一三一条)、その年額が一八万円以上のものである(同法二三四条一項一、介護保険法施行令四一一条)。老齢基礎年金等の公的年金制度は、老後の所得保障の柱としてその日常生活の基礎的な部分を補うことを主たる目的とする。介護保険の第一号被保険者の保険料は、高齢期の要介護リスクに備えるために高齢者に課されるものであり、その日常生活の基礎的な経費に相当するということができる。そして、一定額を下回る老齢退職年金給付を特別徴収の対象としていないことを踏まえれば、老齢退職年金給付から上記保険料を特別徴収することが、上記公的年金制度の趣旨を殺却するものということではできない。また、特別徴収の対象は、公租公課禁止規定(國民年金法二五一条)の趣旨に配慮して、同法による老齢基礎年金及びこれに相当する年金とされている。

したがって、上記の特別徴収の制度は、著しく合理性を欠くということではできないし、経済弱者を合理的な理由なく差別したものであるから、憲法一四二条、二五一条に違反しない。

以上は、前記各大法廷判決、最高裁判所三三年(特)第一一三三号同三七年二月二日大法廷判決・刑集一六巻二号一〇七頁、最高裁判所三一年(特)第一〇七二号同三七年二月二日大法廷判決・刑集同号二二二頁の趣旨に徴して明らかである。論旨は採用することができない。

同第五のうち憲法八四条違反をいう部分について

介護保険法二九条二項は、介護保険の第一号被保険者に対して課する保険料の料率を、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定する旨を規定し、具体的な保険料率の決定を、同条三項の定め及び介護保険法施行令三八条所定の基準に従って制定される条例の定めるところにゆだねたのであつて、保険者のし意を許容したものでない。そうすると、同法二九条二項は、憲法八四条の趣旨に反するということではできない。

以上は、最高裁判所二二年(特)第六二二号、同年(特)第六六号同一年三月一日大法廷判決・民集六〇巻二号登載予定の趣旨に徴して明らかである。論旨は採用することができない。

四 その余の上告理由について

論旨は、違憲をいうが、その前提を欠くものであつて、民法三二二条一項及び二項に規定する事由のいづれにも該当しない。よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。(裁判長裁判官 濱田邦夫 裁判官 上田豊三 藤田宙靖 堀籠幸男)

上告人の上告理由八略

◎農作物共済に係る共済掛金等の

の具体的決定を農業共済組合の定款等にゆだねている農業災害補償法(平成一一年法律第一六〇号)による改正前のもの(一〇七条一項、農業災害補償法(平成一五年法律第九一)による改正前のもの)四三一条一項二号、八六一条一項、八七一条一項、農業災害補償法四五条の二、八七条三項と憲法八四条

滞納処分取前請求事件、最高裁判所二〇二二号、平一八・三・二八三小法廷判決、上告者増、裁判集民事登載予定
 一番秋田地敷平一三(特)八号、平一四・一〇・二二判決、二番仙台高秋田支那平一四(特)四号、平一五・五・二八判決

一 本件は、Xが、Y(平産農業共済組合)から平成九年度、同一年度の農作物共済(水稲)に係る共済掛金及び賦課金並びにこれらに対する延滞金等について農業災害補償法八七条の二第四項の規定に基づく滞納処分を受けたことを不服として、その取消しを求めた事案である。
 一、二審ともXの請求を棄却すべきものとした。
 Xから上告があり、論旨は、農作物

共済に係る共済掛金及び賦課金に関する農業災害補償法の規定が憲法八四条に違反する旨をいう。

本判決は、農作物共済に係る共済掛金及び賦課金の具体的決定を農業共済組合の定款又は総会若しくは総代金の議決にゆだねている農業災害補償法の規定が憲法八四条の趣旨に反しないと判示して、上告を却却した。

一 同法又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてでなく、一定の要件に該当するすべての者に対して課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法八四条に規定する租税に当たる(最大判平一八・三・一民集六〇巻二号登載予定、本誌一九二三年一一一)。これに対し、農業共済組合が組合員に対して賦課徴収する共済掛金及び賦課金は、公共租税である農業共済組合が賦課徴収するものであり、同法又は地方公共団体が課税権に基づいて課する租税ではないから、これに憲法八四条の規定が直接に適用されることはない。

水稲等の耕作の業務を営む者等が農業共済組合の区域内に住所を有するものは、その農業共済組合の組合員となる資格を有し(農業災害補償法(平成一一年法律第六九号)による改正前のもの)一五一条一項一号)、組合員の資格を有する者は、原則としてその農業共

済組合の組合員となり(同法一六一条一項)、任意に組合から脱退することが制限されている(農業災害補償法(平成一一年法律第一六〇号)による改正前のもの)一九一条。農業共済組合の組合員となつたときは、農業共済組合との間で、当然に農作物共済(農業災害補償法(平成一一年法律第六九号)による改正前のもの)八三一条一項一)の共済関係が成立し(同法一〇四一条一項)、定款の定めるところにより、共済掛金(農業災害補償法(平成一五年法律第九一)による改正前のもの)八六一条一項)並びに団庫が負担する事務費以外の事務費についての組合員に対する賦課金(同法八七一条一項)及び農業共済組合連合会から農業共済組合に賦課される賦課金の支払に充てる費用についての組合員に対する賦課金(農業災害補償法八七条三項)を支払う義務が生ずる。そして、農業共済組合は、地方税滞納処分の例により、前記の共済掛金及び賦課金の強制徴収ができる(同法八七条の二第四項)。

前記最大判平一八・三・一は、租税以外の公課であつても、賦課徴収の強制の度合い等の点において租税に類似する性質を有するものについては、憲法八四条の趣旨が及ぶと解すべきであると判示するところ、農業共済組合は、国の農業災害対策の一つである農業災害補償制度の運営を担当する組織として設立が認められたものであるほか、

前記のとおり、農作物共済に關しては、農業共済組合への当然加入制が採られ、共済掛金及び賦課金が強制徴収され、賦課徴収の強制の度合いにおいて、賦課に類似する性質を有するものである。本判決は、これらの点を踏まえて、前記の共済掛金及び賦課金に憲法八四條の趣旨が及ぶと解すべきであるが、その賦課について法律によりどのような規律がされるべきかは、賦課徴収の強制の度合いのほか、農作物共済に係る農業共済補償制度の目的、特質等を総合考慮して判断する必要があると判示した。

三、ところで、農作物共済に係る共済掛金及び賦課金に關する農業共済補償法の規定は、次のようなものである。

農業共済組合の組合員は、定款の定めるところにより、定額の共済掛金を農業共済組合に支払わなければならない（農業共済補償法（平成十五年法律第九一）による改正前のもの）八六條一項、農作物共済に係る共済掛金は、農作物共済の共済目的の種類等、農作物共済の共済事故等による種類、及び農業共済組合の区域ごとに農作物共済共済掛金を率を下らない範囲内において農業共済組合の定款において定めるものとされる（農業共済補償法（平成十五年法律第九一）による改正前のもの）一〇七條一項。

また、農業共済組合は、定款の定め

るところにより、団体が負担する事務費以外の事務費及び農業共済組合連合会から賦課される賦課金の支払に充てる費用を組合員に賦課金として賦課することができるが（農業共済補償法（平成十五年法律第九一）による改正前のもの）八七條一項、農業共済補償法八七條三項、その額及び徴収方法については、農業共済組合の総会は、総代会の議決を要するものとされる（農業共済補償法（平成十五年法律第九一）による改正前のもの）四三條一項二號、農業共済補償法四五條の二。これらの規定は、農作物共済に係る共済掛金及び賦課金の具体的な決定を農業共済組合の自治にゆだね、その組合員による民主的統制の下に置くものであつたものであつて、これによつてし意的な賦課徴収が行われなくなつたものと解される。農作物共済に係る農業共済補償制度の目的、特質等からすると、前記の共済掛金及び賦課金を法律又は条例によつて具体的に規定するのではなく、農業共済補償法の前記規定の下において農業共済組合の自治にゆだねることは、その賦課に關する規律として合理性を有するものといふことができる。本判決は、以上を踏まえて、農作物共済に係る共済掛金及び賦課金に關する農業共済補償法の規定が憲法八四條の趣旨に反しない旨を判示したものと解される。

四、本判決は、農作物共済に係る共済掛金及び賦課金に關する農業共済補償法の規定は、憲法八四條の趣旨に反しない旨を判示したものと解される。

共済掛金及び賦課金に關する農業共済補償法の規定と憲法八四條との關係について、前記最大判18・3・1の趣旨に徴して判断を示したものと参考となつて思われる。

（一部仮名）

〔參照条文〕 憲法八四條、農業共済補償法（平一法一六〇）による改正前のもの、一〇七條、農業共済補償法（平一五法九一）による改正前のもの、四三條一、八六條、一・八七條、農業共済補償法四五條の二、八七條三項、被上告人 平鹿農業共済組合

〔當事者〕 上告人 甲 野 太郎
被上告人 平鹿農業共済組合
同代表者理事 鎌田 政弘

〔主文〕 本件上告を棄却する。
上告費用は上告人の負担とする。
〔理由〕 上告人の上告理由について以下に摘示する農業共済補償法（以下「法」という。）の各条項は、それぞれ別表のものという。

一、公共組合である農業共済組合が組合員に對して賦課徴収する共済掛金及び賦課金は、國又は地方公共団体が課税権に基づいて課する租税ではないから、これに憲法八四條の規定が直接に適用されることはなかつても、農業共済組合は、國の農業災

して明らかである。論旨は採用することとできない。
よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決す。
〔裁判長裁判官 藤田吉晴 裁判官 濱田邦夫 上田豊三 堀籠幸男〕

（別表）

法二五條一項、一六	平成二年法律第六九號
法二五條一項、一〇四條一項	による改正前のもの
法一九條、一〇七條	平成二年法律第六〇號
法四三條一項二號、	号による改正前のもの
法八六條一項、八七條	平成五年法律第九一號
法四五條の二、八七	による改正前のもの
法三三條、四三條	現行の規定

上告人の上告理由
最高裁判所規則第一九〇條
憲法八四條、あらたに租税を課し、又は現行の租税を變更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。に反する。

昭和五七・七・二三 仙台高教秋田支部
昭和五七（四）一 國民健康保険賦課処分取消請求控訴事件の判決と相反する。以下判決文より
理由
第一 本件条例の違憲性について
一 租税条例主義
思うに、いわゆる租税法律主義とは、行政権が法律に基づかずして租税を賦課徴収す

ることとできないとするに上り、行政権による恣意的な課税から國民を保護するための原則であつて、憲法八四條の「あらたに租税を課し、又は現行の租税を變更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」の規定は、この原則を明らかにしたものと解されるが、地方自治に關する憲法九二條に照らせば、地方自治の本旨に基づいて行われるべき地方公共団体の事務に關する賦課徴収に關しては、住民の代表たる議会の制定した条例に基づかずして租税を賦課徴収することはできないという租税（地方税）条例主義が要請されるというべきであつて、この意味で、憲法八四條にいう「法律」には地方税に關するの條文を含むものと解すべきであり、地方税法三條が「地方団体は、その地方税の税目、課税標準、課税標準、税率その他の賦課徴収に關して定するに、当該地方団体の条例によらなければならない。」と定めておられるのは、右憲法上の要請を確切的に明らかにしたものであるといふことができる。そして、右地方税法三條の下において、地方税の賦課徴収の直接的根拠となるのは条例であつて、法律ではないことになり、地方税法は地方税の課税の枠を定めたものとして理解される。

そして、租税法（条例）主義は、行政権の恣意的課税を排するといふ目的からして、当然に、課税要件のすべてと租税の賦課徴収手続は、法律（条例）によつて規定されなければならないという課税要件法定（条例）主義と、その法律（条例）にお

る課税要件の定めは、法的に明確でなければならないといふ課税要件明確主義とを内包するものといふべきである。毎年度、必要だけ費用の見込額から収入の見込額を及び國庫負担金を控除した額を基準として賦課額を算定すると定めるが、その額の上限および下限が定められた規定もない。このことにより本来の共済掛金の二・五倍以上の事務費賦課金となり得る。決定までの過程で、使用するデータの選択、推計方法の選択などにおいて多数にわたる選択肢の中から毎年自由な方法で選択しており、恣意的に結果を選択することが可能である。たとえば事務費の任意共済（テレビ等）でコマリシャルを流している（この案文の比率はどのように決めているのか、二〇〇号証によれば防災費賦課金は、水稲共済割と畜産共済割のみへの賦課で他の共済割にはない。総代会において賦課金の額やその徴収方法が決定されたところが賦課金の一部である組合員等割については、ならぬと言及されていないし承認もされてはいない。

租税法（条例）主義は、行政権の恣意的課税を排するといふ目的からして、当然に課税要件のすべてと租税の賦課徴収手続は、法律によつて規定されなければならないといふ課税要件法定（法律）主義と、その法律（条例）における課税要件の定めは、法的に明確でなければならないといふ課税要件明確主義とを内包するものといふべきである。

▽原子爆弾の被爆者に対する援護に關する法律（以下「法」という。）は、原子爆弾が投下された際當時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在つた者等であつて、被爆者健康手帳の交付を受けた者を「被爆者」とし、被爆者に對する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、國として原子爆弾による死者の尊い犠牲を銘記するために制定された法律である（法前文）一、二。

一、原子爆弾被爆者に對する援護に關する法律（以下「法」という。）は、原子爆弾が投下された際當時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在つた者等であつて、被爆者健康手帳の交付を受けた者を「被爆者」とし、被爆者に對する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、國として原子爆弾による死者の尊い犠牲を銘記するために制定された法律である（法前文）一、二。

被爆者健康手帳は、交付を受けようとする者の居住地（居住地を有しないときは、その所在地）以下、単に「居住地」という。（の）都道府県知事（広島市及び長崎市については市長。以下では、特に断らない限り、単に「都道府県知事」という。）が、交付を受けようとする者の申請に基づいて審査